

「石川県サイクリストに優しい宿」認定要領

第1 趣旨

令和8年7月にナショナルサイクルルートに指定された「いしかわ里山里海サイクリングルート」を中心に、多くのサイクリストが県内に長く滞在し地域の魅力に触れる機会を設けるとともに、サイクリストの満足度向上、サイクリストを歓迎する地域としての機運醸成を図るため、本県を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「石川県サイクリストに優しい宿」として認定することとし、この要領はその方法などについて定める。

第2 対象施設

石川県内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を受けているものに限る）とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設は対象外とする。

第3 認定要件

サイクリストを歓迎する施設であることを前提に、以下の要件をすべて満たす宿泊施設とする。

- ①自転車の客室への持込み又は客室以外の屋内の安全な場所（風雨の影響を受けず、盗難のおそれがない場所）での保管が可能
- ②チェックイン前及びチェックアウト後におけるフロント等での手荷物の預かりが可能
- ③施設内又は近隣のコインランドリーにて、衣類の洗濯が可能又はフロント等でのランドリーサービス（当日又は翌朝に引き渡し）の提供が可能
- ④宅配便（自転車を含む）の受取及び発送が可能
- ⑤スポーツバイク対応の空気入れ（空気圧ゲージ付きで、仏式、米式及び英式のバルブに対応可能なもの）及び工具（タイヤレバー、六角レンチセット及びプラス・マイナスドライバーを含む自転車の修理・調整を行えるもの）の貸出が可能

第4 申請方法等

「石川県サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者は、「石川県サイクリストに優しい宿」認定（更新）申請書（別記様式1）を、同様式で定める書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の認定申請書を受理し、その記載内容が第3の認定要件に該

当する場合は、認定証（別記様式2）を交付する。

- 3 認定を受けた者は、第1項の認定申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、「石川県サイクリストに優しい宿」変更届出書（別記様式3）により、知事に届け出なければならない。
- 4 認定を受けた者は、認定要件を満たさなくなった場合又は認定継続を希望しない場合は、「石川県サイクリストに優しい宿」認定辞退届出書（別記様式4）に認定証を添付のうえ、速やかに知事に届け出なければならない。
- 5 認定の有効期間は、認定があった日から起算して2年を経過した日以後の最初の4月末日までとし、希望する場合は、更新することができる。
- 6 認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間満了日の1ヶ月前までに、「石川県サイクリストに優しい宿」認定（更新）申請書（別記様式1）を知事に提出するものとする。
- 7 知事が認定基準を満たしていないと判断した場合は、「石川県サイクリストに優しい宿」の認定を取り消す場合がある。

第5 認定特典

以下の項目を認定特典とする。

- ①「石川県サイクリストに優しい宿」認定証の交付
- ②ウェブサイト等での広報・PRの実施

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、令和8年10月16日から施行する。